

関東大震災と宮崎県庁の対応

その初期活動と情報収集手段としての電報

はじめに

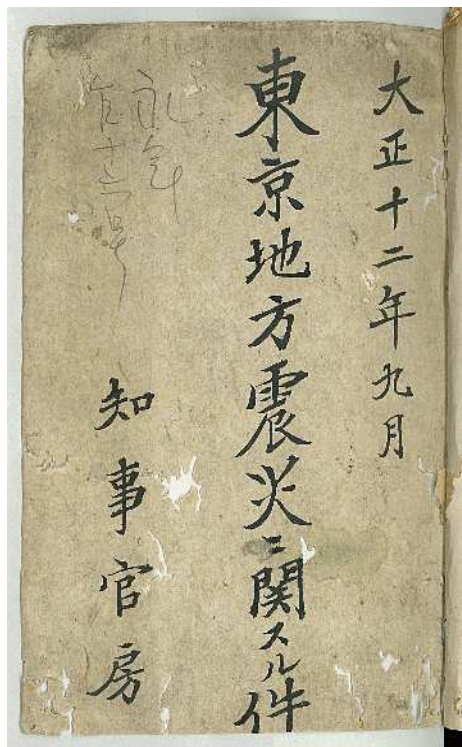
宮崎県文書センター所蔵の「歴史資料文書」（公文書）の特色の一つに、近代の中央集権的な国の組織のなかで、政府の官庁所在地から遠くはなれた地方の行政機関でなければ見ることのできない多くの「電報送達紙」及び電報の発受の文書がある。今まで話題にもならなかったが、恐らくこれだけの電報送達紙を公文書（宮崎県では「歴史資料文書」とする）として所蔵している機関は少ないと思われる。

今確認されている電報送達で最も早い時期のものは、明治七年「征台の役」の外交交渉の結果を伝えるものである。以降昭和二〇年代まで、最速で適確な情報伝達手段として、また円滑な行政事務の手段として活用されてきた。そこに記されている内容は日本の歴史の一面を伝えるものから、事務上の連絡まで実にさまざまである。日本の動きをいち早く地方で受けとめた、歴史そのものでもあるといえる。

これらの膨大な公文書としての「電報送達紙」をみると、適確な素早い行政とは、素早い情報収集と先を読んだ施策であることが理解される。

ここでは関東大震災前後に受信された電報を通して、宮崎県庁の動きを紹介する。

宮崎県文書センター所蔵の関東大震災に関する「歴史資料文書」には初期の県庁の動きを総括した、大正十二年九月 東京地方震災二関スル件 知事官房」の件名をもつ簿冊（雑書 三八七三）がある【写真1】。昭和七年、所管課から永年保存文書として、当時の文書課（のち総務課となる。）に移管されたものである。

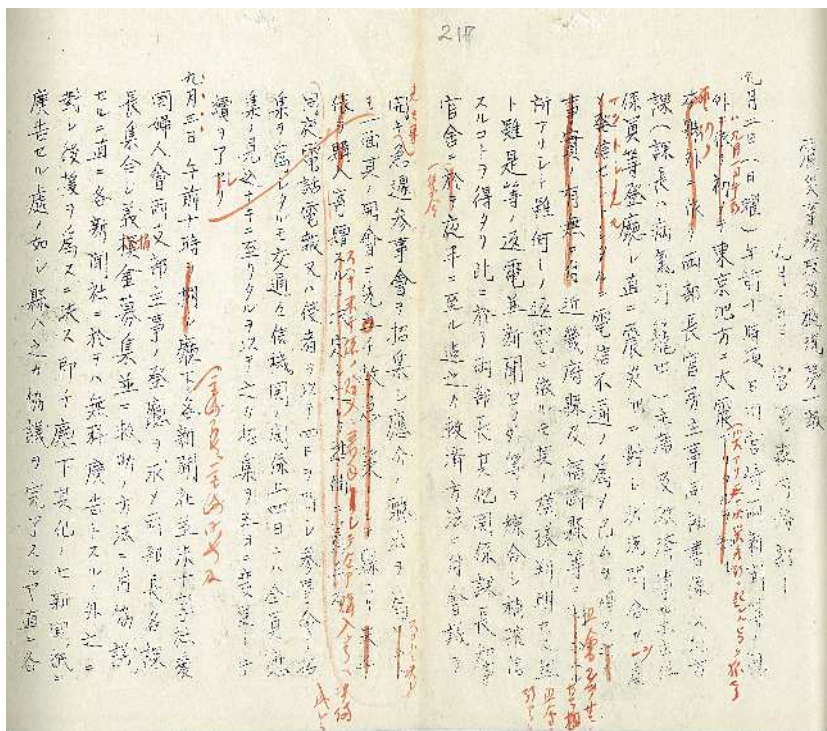


【写真1】『雑書』原表紙

この中に大正十二年九月二日（地震発生の翌日）から九月五日までの県庁の動きを、宮崎県内務部が「震災事務取扱概況第一報」として同年九月十五日にまとめた文書がある【写真2】。（ガリ印刷六頁で第二報以下は見当たらない）

地震発生直前の同年八月二六日には内閣が総辞職し、九月二日には第二次山本権兵衛内閣が成立するなど、八月末から九月はじめにかけて未曾有の多難な時であった。

この間の電報を通して、この災害時に、どのような情報がどの経路で伝えられ、数少ない情報のなかで状況を確認し、素早い対応をしているかをみていきたい。(訳文は原文のまま記載)



【写真2】震災事務取扱概況第一報

【8月末～9月はじめの組閣と関東大震災の伝達】

大正12年

- 8月25日 首相加藤友三郎死去
- 8月25日 臨時総理大臣内田康哉外相兼任
- 8月26日 内閣総辞職
- 8月28日 山本権兵衛に組閣命令
- 9月 1日 関東大震災おこる
死者 91,802人 行方不明 42,257人
- 9月 2日 第2次山本権兵衛内閣成立
(電報) 内務次官 長野県知事経由 宮崎県知事
- 9月 3日 震災公報
(震災第1報) 井上内務次官 山口県知事経由 宮崎県知事
- 9月 4日 同上文
井上内務次官 福岡県知事 宮崎県知事

宮崎県庁の震災への対応

九月一日

概況の中に震災発生の日(九月一日)土曜日(午後)のことにまったくふれてない。情報をまったく入手していないのは、その日が土曜日であったこと、また災害地の情報発信の中心機能(電信・電話)が壊滅状態にあったことによるとみられる。

九月二日

この日は日曜日である。午前一〇時頃、宮崎町内の日州新聞、宮崎新聞などが号外で、九月一日午前、東京地方に大震災があり、火災が各所に起こる、という旨を報道した。

それで内務・警察の両部長、官房主事、官房秘書係、地方課（課長は病氣療養中）主席、救済事業主任、同係が登庁して、すぐに震災地に対して状況の問合わせするが、電信不能で連絡がつかない。やむをえず近畿地方の府県及び福岡県などに照会するが、どの返信にも当時の模様は判明しない。午後四時五分、福岡県警察部長から宮崎県警察部長あての電報が届いた。

「シンブ　ンシホウド　ウニヨレバ　デ　ンカサイハジ　ジツ　ラシキモゼ　ウケウフメイ（新聞紙の報道に依れば、電　火災は事実らしきも、状況不明）」

「電」は電報で知らされた火災のことか。これらの返電や新聞号外を総合して、少し確信のもてる内容を得ている。

そこで二人の部長、その他関係課長が知事官舎に集まり、夜半まで救済方法について会議を開き、ともかく急ぎ「参事会」を招集して、対応の拠出を決めた。

同夜のうちに電話、電報又は使者により四日に参事会を招集したが、交通・通信機関の関係で四日に全員集めることは無理となり、

五日の招集に変更した。その一方では、宮崎県から寄贈する米千俵（四〇〇石）の購入買付に着手して全部を購入し準備が完了した。

九月三日

午前一〇時、庁下の官庁の長や宮崎町長、各新聞社、赤十字社、愛国婦人会支部などの代表の登庁を求め、両部長、各課長が集合し、義捐金募集ならびに救済の方法について協議する。

各新聞社では広告を無料とする等この事業を後援することを決める。庁下その他の七新聞紙の広告は【写真3】のようである。

義捐金品募集廣告
帝都及其附近ニ於ケル今回ノ
災禍ハ有史以來ノ慘事ニシテ
實ニ同情ニ禁ヘズ茲ニ篤志者
ノ釀出ヲ求メテ罹災者救急ノ
資ニ充テントス縣民諸士希ク
ハ左記條件ニ依リ相當義捐ア
ランコトヲ
大正十二年九月三日
宮崎縣

一、義捐金品種類
米、麥、衣類（呉服類ヲ含ム）金錢
二、取纏場所 居住地町村役場
三、場合ニ依リ金錢ハ食糧品ニ物品
ハ金錢ニ代ユルコトアルヘシ
四、釀出者ハ其金品ニ住所氏名品目
數量等ヲ記載シタルモノヲ添ヘ
取纏場所ニ送付スルコト
五、口頭申込モ差支ナキコト

【写真3】義捐金品募集の新聞広告（切り抜き）

宮崎県では、この協議が終わるとすぐ各郡長に対して電話と書面で義捐金募集取扱方法を示した。またこの日、門司鉄道局長に対して食料品の無料輸送を交渉し、救済品の準備中であることを打電して貨車の配当を依頼した。

ちなみに、この年の春、日豊線は全線開通したばかりである。この日、山口県知事から午後六時一〇分発信、同八時二〇分着信の公電で、井上内務次官からの電報を伝達してきた【写真4】。同文は、翌日（四日）福岡県知事からも伝えられている。

宮崎県知事宛 山口県知事

訳文

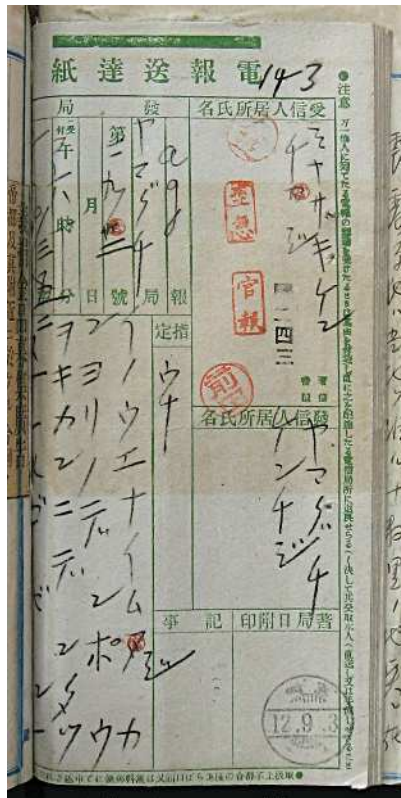
井上内務次官ヨリノ電報ヲ貴官ニ伝達ス

一日午前十一時五十八分当地大地震アリ、火災各所二起コリ東京ノ大半殆ント烏有ニ帰シ、人畜ノ被害、財産ノ損害計リ知ルヘカラサルモノアリ、非常ニ大規模ノ救護ヲ要スル見込ニシテ、衛生材料、食糧等多数ヲ要スルヲ以テ、貴官下ニ於テ右等ノ材料ヲ豫メ準備シ置カレ、何時ニテモ当地ノ救援ニ当テラル、様、計画ヲ立テ置カレタシ、尚貴官ニ於テ、便利ノ方法ヲ以テ附近各地方長官ニ右ノ旨伝達セラレラシ、尚今回ノ地震々源地八当地ヲ距ル十数里ノ地点ニ在ルカ如シ

この公電によって宮崎県では、一日午前十一時五十八分に大地震があり、各所に火災が起り東京の大半殆どが烏有に帰し、人畜の被害財産の損害が甚大で大規模の救護を要し、また衛生材料、食糧品等を輸送する必要があることを確実に知ることができたのである。県庁では、さらに衛生材料の収集と衛生班の派遣について準備にとりかかり、また米その他の必需品の調査と義捐金による米穀の購入に着手した。

【写真4】震災第一報

井上内務次官 山口県知事經由 宮崎県知事宛（送達紙10枚）



九月四日

四日午前二時には「逋信省第一信」が届いたようである。(送達紙なく經由も不明である。)

「九月一日、午前十一時五十八分、東京市二激震アリ、その後強震数回加フルニ火災各處二起リ、混乱ヲ極ム、全市ニ巨ル被害甚大ナルモ、幸ニ昼間ナリシ為メ、死傷者比較的少ナキ見込、皇城ニ八御異状ナシ」

しかし現実には、人災だけでも死者は九万一千人を超え、また行方不明者も四万二千人を超えるものとなった。

さらに、午後には鉄道局長からの回答が、宮崎駅長から伝えられた。「七日に救助食糧品等の輸送の為に、多喜丸を門司港から出帆させる。食糧品があれば同船に積み込むので明日五日発送あるよう。」との通知である。

これによってただちに県が購入した米一千俵を送ることにして、農商課と穀物検査所では、購入米の精白のため電気会社や米商と協議して、叱咤激励して精白につとめた。

その一方で宮崎郡他四郡長に対して、さしあたり各郡所管内で、明五日期八時迄に出来る限り米麦と梅干の収集に努力するよう電話で交渉したところ、各郡内各種団体もこれに応じて夜を徹して食糧品の収集に努め、目的を達することができた。

一方、やっと各方面、各機関からの電文情報も知事のもとに届け

られるようになった。

九月四日 午前一時四十分着

熊本逋信局長から宮崎局長宛

訳文

本省ヨリ逋信局長及各地方長官宛連名ニテ左ノ報アリ、知事ト打合せ可然取計ノ上何分ノ返答アレ

「三日尚微震止マザレトモ、今朝来火災終熄セリ、市民一般ニ平隠ナルモ食糧品、日用品不足ノ為、多大ノ不安ヲ生セザルヲ得ズ、独リ天候ノミ平常ニ歸リ暑氣強シ、食品、鍋釜ノ類極力送来アレ」

九月四日 午前九時十五分 カワグチ局発

同 十時二十分 宮崎局着

知事宛 大阪府知事

ウナ

ナイムジ カンデ ントリツグ

トウキョウヨコハマニオケルシンサイヒガ イキユーゴ ニヨウ

スルエーセイザ イリヨールナルベ クタスウシキユーハツソウカ

タトリハカラワレタシ

(特別至急)

内務部次官電取り次グ

東京横浜ニ於ケル震災被害救護ニ要スル衛生材料可成多数至急
發送方取計ハレタシ)

九月三日 午後〇時三十五分發 仙台局

四日 午前一〇時四十五分着 宮崎局

知事宛 通信省 第二信

ウナ

九ツキニヒモジ ジ ビ シンアルモハシキコトナシカサイハサ
クヤライカクシヨニマンエンニホンバ シ・ケウバ シ・カンダ・
ホンジ ヨ・フカガ ワハダ イブ ブ ソノタモタイハンカク
セウチウカイグ ン・リクグ ン・ガ イム・シホウノホカゼ ン
ブ セウシツイマナホカクシヨニジ ヤクカンノエンセウアリシ
カレド モシミンハチチジ ヨラモリテヘイセイナリ」コウジ
ヨウアンゼ ン テイシンセウダ イニ シン

(九月二日モ時々微震アルモ甚シキコトナシ 火災ハ昨夜来各所
ニ蔓延、日本橋、京橋、神田、本所深川大部分、其ノ他モ大半、
各省中、海軍、陸軍、外務、司法ノ外全部焼失、今尚各所ニ若干
ノ延焼アリ、然レトモ市民ハ秩序ヲ守リテ平靜也

皇城安全)

なお朱書にて

「本電ハ新聞紙ニ発表差支無之ヤ相伺ひ候」とみえる。

九月四日 午後六時四〇分 静岡局発

九月四日 午後十時四五分 宮崎局着

知事宛 通信次官

ウナ

三ヒナホ ジ シンヤマザ ルモコンテウライカサイシユウソ
クセリシミン一パ ンニハイオンナルモリヨウシヨクヒンニチ
ヨウヒンフソクノタメタダ イノファンヲカンゼ ザ ルヲエ
ズヒトリテンコウノミヘイゼ ウニカヘリシヨキツヨシシヨク
ヒンナベ カマノルイキヨクリヨクソウライアレ

(三日、尚地震止マザルモ今朝来火災終息セリ、市民一般ニ平穩ナ
ルモ糧食品、日用品不足ノ為メ多大ノ不安ヲ感ゼサルヲ得ス、独
リ天候ノミ平常ニ歸リ暑氣強シ、食品、鍋、釜ノ類極力送来アレ)

(經由発信地不明)

第 号 大正十二年九月四日 宮崎局着

宮崎県知事殿 内務次官

非常徴発ニ関スル件

今回震災被害者救済ノ為メ九月二日勅令第三九六号ヲ以テ非
常徴発令發布セラレ、全日付内務省令号外ヲ以テ徴発シ得ヘキ
物件等定メラレ候處、貴管内ニ於テ救護品蒐集ノ為メ右内務省

令号外第一條ノ品目ニ付必要アルトキハ非常徵發ノ命令アリ
タルモノトシテ御處理相成度依命申進候也

追テ正式ノ徵發命令ハ事後ニ於テ御内申ニ基キ發セラル、筈
ニ付申添置候

(電報送達紙なし 「非常徵發令」 については文末参照)

九月五日

県庁の動き。午前中に食糧品輸送の準備はすべて完了する。

午後二時半、参事会を開き震災地罹災者救助のため、一万六三

九〇円を本県予算に計上し、附議する。満場一致で決議。

門司鉄道局長から宮崎駅長経由で知らされた七日出帆の多喜丸は門司発を下関に変更し、また一県五〇トンを限り無賃として同船に積込むことに決定した通知をつけたので、差当り指定の五〇トンには県が購入した米七五〇俵と民間から寄せられた梅干十八樽を積む。その他の食糧品は、震災地への汽車不通の為輸送の手段がなくなったので、県はただちに鉄道局をはじめ各方面に方法を問合せるがすぐには途はない。やむをえず門司経由の鉄道輸送のほかないということで貨車の要求をしたところ、幸い配給を得て、午後六時、民間から寄せられた米麦その他十余種の日用品一四七個の積込みをした。結局この日無賃貨車五〇トンと共に同時に発送できた。この積込積卸のために県書記一名を派遣し、

ほかに輸送方法や荷の積卸のため一名の吏員を派遣した。

このようにして、第一報では発生から九月五日までの動きをまとめているが、震災をつたえる情報の発信が災害地からできない場合の動きは、多種多様な方法をとれる体制が必要であることを教える。そして、救済策としては、いち早い対応が必要であることを示している。

この震災の場合、この五日以後も、あらゆる震災地の動向が電報で伝えられており、そのいくつかを紹介する。

電報訳文

九月五日 午後二時五五分 佐世保無線発

午後八時二〇分 宮崎局着

知事宛

内閣告諭第一号

東京及近県ニ亘レル今次ノ震災ハ伴フニ大火災ヲ以テシ惨害ノ甚シキコト言語ニ絶シ日常ノ設備等全部烏有ニ帰シ常備ノ措置最モ急ヲ要ス、政府ハ先ツ秩序ヲ保チ安定ヲ得シムルニ努メ食糧物資ノ補給建築材料ノ準備其ノ他應急百般ノ施設ヲ為スニ於テ最善ノ努力ヲ竭シツツアリ、摂政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル御沙汰ヲ賜ヒ内努ノ資ヲ敷セラルル旨ヲ傳ヘラレ適宜応急ノ處置ヲ為シ遺憾ナキヲ望マセラル、生民ノ休戚ニ付御

軫念アラセラル、ノ深キ同胞ト共ニ本大臣ノ恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ、茲ニ聖旨ヲ奉シテ^(失)應急ノ処置ヲ取り復旧ヲ図ルハ政府ノ全力ヲ拳ケテ事ニ縦フ所ナルモ又挙国一致ノ奮起協力ニ俟ツコト切ナリ冀クハ罹災者八固ヨリ一般ノ国民皆克ク聖旨ノ篤キヲ奉體シ官民戮力以テ仁慈ナル御沙汰ノ貫徹ヲ期シ各自相激勵シテ適應ノ處置ヲ愆ラス此ノ異常ノ災害ニ対シテ絶大ノ努力ヲ致サレムコトヲ、之レ本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

大正十二年 九月 四日
内閣総理大臣伯爵 山本権兵衛

(電報送達紙なし)

九月五日

鹿兒島局発
午後二時三五分 宮崎局着

知事宛

鹿兒島県知事

トウケフチハウノ サイガ イニタイシシヨクリヨウソノタノキ
ウゴ ザ イレウノユソウハ カイリクトモニコシヨウオホクイ
ノゴ トクナラス イカンニタヘザ ルシタイナルガ キケンノ
ユソウハイカナルヤモシテイタイノジ ヨウタイニアラバホンケ
ンニオイテハキケンナラビ ニクマモトケンレンゴ ウノウエト
ウチヨリオホサカシヨウセンカイシヤノキセンヲシタテキチニキ
コウシサイガ イチヘユソウノキバ ウラユウスコノホウホウニ

ヨレバ ヨコハママデ 四ヒカンニシテト、コホリナクソウタツ
シウルノベ ンアリゴ サンド ウラエバ タタチニジ ユンビ
ニトリカカリタシゴ ケツテイノウエモツカキケンノテイタイヒ
ンニシテミギ ユソウニヨラルベ キミコミトンスウヲモアワセ
テシキウゴ ヘンデ ンヲコフ

(東京地方ノ災害ニ対シ食糧其他ノ救護材料ノ輸送ハ海陸共ニ故
障多ク意ノ如クナラス遺憾ニ不堪次第ナルガ貴縣ノ輸送ハ如何
ナルヤ若シ停滞ノ状態ニアラバ本県ニ於テ八貴県並ニ熊本県連
合ノ上、当地ヨリ大阪商船会社ノ汽船ヲ仕立テ貴地ニ寄港シ災害
地へ輸送ノ希望ヲ有ス此ノ方法ニ依レバ横浜迄テ四日間ニシテ
滞リナク送達シ得ルノ便アリ、御賛同ヲ得バ直チニ準備ニ取り
カ、リ度シ 御決定ノ上目下貴縣ノ停滞品ニシテ右輸送ニ依ラ
ルベキ見込噸数ヲモ合セテ至急御返電ヲ乞フ)

九月六日

九月六日 午後六時九分 熊本局発
九月六日 午後七時四分 宮崎局着

知事宛

熊本通信局長

シンサイチニハツチャクスルデ ンポウハホンヒヨリカキノト
ホリトリアツカフ
リサイチニオイテハスベ テハツシンニンノキケンフタンニヨ

リカンポ ウハサイガ イノオウキウソチマタハコウアンヱジ
ニチヨクセツジ ウヨウナルカンケイアルモノシホウハリサイ
シミソノリサイニカンシハツスルモノニカギ リウケツケリサ
イチヘアテハツシンスルデ ンポ ウハサイガ イノオウキウ
ソチマタハコウアンヱジ ニチヨクセツジ ウヨウナルカンケ
イアルカンポ ウニカギリウケツケシホウハトウブ ンノウチ
ウケツケヲナサズ

(震災地ニ発着スル電報ハ、本日ヨリ下記ノ通取扱フ 罹災地ニ
於テハ、総テ発信人ノ危険負担ニ依リ、官報ハ災害ノ応急措置
又ハ公安維持ニ直接重要ナル関係アルモノ、私報ハ罹災市民ノ
罹災ニ関シ発スルモノニ限り受付、罹災地ヘ宛発信スル電報ハ
災害ノ応急措置又ハ公安維持ニ直接重要ナル関係アル官報ニ限
リ受付、私報ハ当分ノ内受付ヲナサズ)

九月七日

(宮第一三五五号)

(原書八知事官房)

大正十二年九月七日

大阪府知事

宮崎県知事殿

神奈川縣宛事務応援ノ件

神奈川県内今回ノ震災ニ付救護其他事務多忙ヲ極メ候ニ付テ
八何時各府県ノ応援方申出ルモ難計候条其ノ節八速ニ其ノ要
求応シ得ル様、予メ御手配宜相成候様致度同県知事ヨリノ依頼
ノ次第有之、右及通牒候也

九月七日 午後四時 五分 東京発

九月七日 午後七時五〇分 宮崎局着

知事宛 臨時震災救護事務局材料部

各省ニ於テ直接震災救護用品買上ケノ必要アル場合ハ地方長官

ト協議スベキ旨大臣ニ通牒シ置キタリ

はじめて東京からの発信が直接宮崎局に届く。

九月七日 午後一時一分 熊本発

午後一時三三分 宮崎局着

知事宛 熊本通信局長

テイシンシヨウヨリサノホウアリナホマレニゲ キシンアレ
トモザ ンジ ハイオンニフクキウセリホンヒヨリシンサイ
チニオイテハイツパ ンコウシウノリサイデ ンポ ウオヨ
ビ サイシヨウゲ ンド ノユウビ ンニカギ リウケツケ
カイシセシガ サシダ シニンサツトウヒキウケスウハナハ
ダ オウシ

(通信省ヨリ左ノ報アリ、猶ホ稀ニ激震アレドモ漸次平穩ニ復旧セリ、本日ヨリ震災地ニ於テハ、一般公衆ノ罹災電報及ビ最小限度ノ郵便ニ限り受付開始セシガ差出人殺到引受数甚ダ多シ)

九月七日 午前九時五六分 宮崎局着
知事宛 熊本通信局長

其ノ筋ヨリ依頼アリ、左ノ意味至急各方面ニ傳ハル様御取計ヲ得タシ

東京八食物宿舍共ニ甚シク缺乏シアルニツキ此ノ際、東京ノ混乱ヲ減スル為見舞其ノ他ノ上京八見合ハサレ度キ其ノ筋ノ意向ナリ

(電報送達紙なし 同様の意味の電文が第六師団司令部からもあり)

九月八日

九月八日 午前〇時三〇分受付

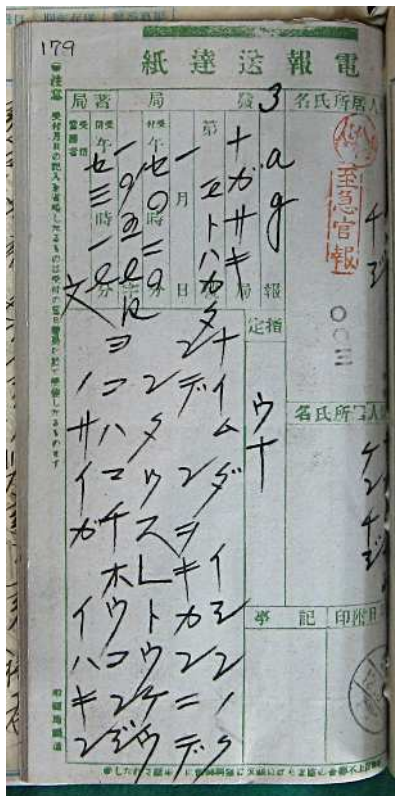
午前三時 着

知事宛 長崎県知事

(訳文 本文は12枚送達紙【写真5】)
内務大臣ノ訓電ヲ貴官ニ伝達ス、東京横浜地方今次ノ災害ハ

近來希有ノ大惨事ニシテ政府ハ直チニ罹災者ノ救護ト人心ノ安定治安ノ保持ニ意ヲ致シ、特ニ臨時震災救護事務局官制ヲ發布シテ關係各省ノ連絡ヲ計リ救護事務ヲ敏活ニシ、一面戒嚴ヲ宣シテ治安ノ維持ニ努メツツアリト雖トモ数十百万ニ上ル罹災者ノ救護ニハ尚幾多ノ施設ヲ要シ帝都ノ治安人心安定ノ確保ニハ尚多クノ時日ヲ要スヘシ、コノ大惨事ニ際シテハ往々故意にニ風説ヲ捏造スル者アリテ全国ニワタリ広ク人心動揺シ、輕微事故モ之ヲ重大視シ或ハ徒ラニ風説ヲ信ジテ輕挙妄動ヲ招致スルコトアリ、特ニ交通通信機關ノ欠如セル今日ニ在リテハ地方各都市町村ノ治安ハ一ツニ地方長官ニ任スルノ外途ナク、コノ際管内ノ治安ニ関シ特ニ慎重周到ノ考慮ヲ廻ラシ臨機必要ノ際ハ適宜隣府県又ハ軍官憲ト協力シ保安ノ任ヲ全フセラルヘシ

【写真5】送達紙 長崎県知事 宮崎県知事宛



九月八日 午後三時四七分発

午後四時四六分着

知事宛 長崎県知事

リンジ シンサイキウゴ ジ ムキヨクヨリノメイニヨリジ
コンコウホウハホンケンヨリデ ンタツスネンノタメ

(臨時震災救護事務局ヨリノ命ニ依リ自今公報八本県ヨリ伝達
ス 念ノ為メ)

九月九日

九月九日 午後六時三九分 長崎発

午後八時五〇分 宮崎局着

知事宛 長崎県知事

臨時震災事務局ヨリノ電報ヲ移牒ス

米ノ蒐集ニ付テハ各位ノ努力ニ依リ当分ノ消費ニ対応スル数量
調達ノ見込付キタルニ付既ニ蒐集手續済ノモノヲ發送ヤラルル
外八更ニ後日御依頼スル迄新ニ蒐集方見合せラレタシ

九月九日 東京発

九月九日 午後七時四〇分 宮崎局着

知事宛 臨時震災救護事務局

寄贈品以外ノ諸材料ハ注文ノ外自発的發送ハ見合せラレタシ

(原書八地方課へ)

九月十日

大正十二年九月十日

廳府縣長官殿 内務省警保局長

上京者ノ制限ニ関シテハ曩ニ数次通牒ノ趣旨ニ基キ御配慮ノコ
ト卜存候へ共今尚充分ナル效果ヲ見サルハ遺憾ニ耐へス、見物
人ト覺シキ多数人ノ入京退京ノ為メ東京市内ノ交通著シク阻害
セラレ居ルノミナラス殊ニ此等ノ人々ノ退京スルニ際シテハ無
賃運送ノ特典ニ乘シ避難老幼婦女子等ノ弱者ヲ押退ケ乗車シ為
メニ避難民ノ退京ヲ益々困難ナラシムルノ状況ニ有之、此際入
京者ノ取締制限ニ対シテ此ノ事情ヲ宣傳シ尚一層ノ御尽力煩シ
度

(電報送達紙なし)

九月十日 午後一時二八分 長崎発

午後三時一〇分 宮崎局着

知事宛 長崎県知事

キウゴ ジ ムキヨクヨリノデ ンポ ウライテウス
リサイチニオケルキウゴ ヨウジ ド ウシヤニヒツヨウナル
アブ ラルイノジ ユヨウキヨガ クニタツスベ キニツキカ

クチホウトモジ ド ウシヤヨウアブ ラルイノセツヤクニツ
キキヨクリヨネゴ ハイリヨコフ

九月十日 午前 八時五〇分発

一〇時一九分着

知事宛 臨時震災局衛生医療部

ミハツノキウゴ ハン ハシユツパ ツミアワセラレタシ

【参考】

震災に関し、緊急勅令七件ほか 付内務省令号外」が出されるが、なかでも九月二日附で届いたものに次のものがある。そのいくつかを紹介する。

一、警戒令

一、同上施行令

一、(臨時)非常徴發令 【写真6】

一、臨時震災救護事務局設置

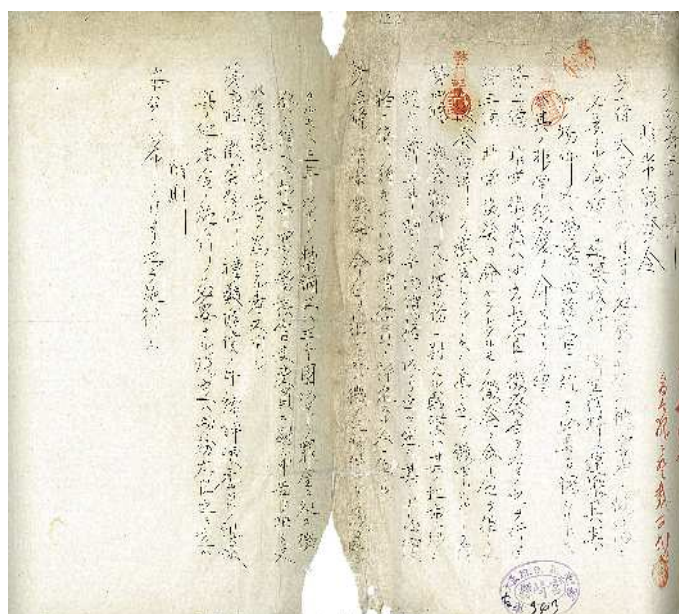
一、生活必需品ニ対スル暴利取締ノ件

一、私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存

行為期間延長ニ関スル件

一、治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件

【写真6】非常徴發令(写)



(知事宛)

九月十日受

勅令第三九六号

非常徴發令

第一條 大正二二年九月一日ノ地震ニ基ク被害者ノ救済ニ必要ナル食糧、建築材料、衛生材料、運搬具其ノ他ノ物件又ハ勞務ハ内務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキ其ノ非常徴發ヲ命スルコトヲ得

第二條 非常徵発ハ地方長官ノ徵発書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 非常徵発ヲ命セラレタルモノノ徵発ノ命令ヲ拒ミ又徵発物件ヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 徵発物件又ハ勞務ニ対スル賠償ハ其ノ地市場ニ於ケル前三年間ノ平均価格ニ依リ之ヲ定ム、其ノ平均価格ニ依リ難キモノハ評價委員ノ評定スル処ニ依ル

第五條 非常徵発ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵発物件ヲ藏匿シタルモノハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罚金ニ処ス、徵発シ得ヘキ物品ニ関シ当該官吏吏員ニ対シ申告ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタル者又同シ

第六條 徵発物件ノ種類賠償ノ手續評價委員ノ組織其ノ他本令ノ施行ニ必要ナル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三百九八号

一定区域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二二年勅令三百九十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第九條及第一四條ノ規定ヲ適用ス、

但シ同條中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ

東京市 荏原郡 豊多摩郡 北豊島郡 南足立郡 南葛飾郡
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス